

平成25年3月 岡山市教育委員会定例会 会議録

1 開催日	平成25年3月19日 (火曜日)		
2 開会及び閉会	開会	9時30分	
	閉会	12時05分	
3 出席委員	委員長	渡辺勝志	
	委員	塩田澄子	
	委員	曾田佳代子	
	委員	東條光彦	
	委員(教育長)	山脇健	
4 会議出席者			
職名	氏名	職名	氏名
教育次長	水野博宣	教育次長	橋本拓治
統括審議監	鈴木康義	審議監(学校教育担当)	福島治子
審議監(生涯学習担当)	直本正明	教育企画総務課学校環境調整担当課長	樽家博志
次長(人事財務課長)	佐々木辰昭	学校施設課長	佐々江一男
学事課長	山本孝治	就学課長	新井薫
指導課長	天野和弘	指導課教育支援担当課長	山崎克磨
指導課人権教育担当課長	福江建二	保健体育課長	三宅修二
生涯学習課長	丸川康一	文化財課長	乗岡実
スポーツ振興課長	宗光英明		
事務局(教育企画総務課課長補佐)	高木宏	事務局(教育企画総務課主任)	宗田朋子
5 議題及び結果			
報告第6号	専決処理の報告(平成24年度岡山市一般会計補正予算(第5号)案(スポーツ振興課分を除く)への同意について)		承認
報告第7号	専決処理の報告(平成24年度岡山市一般会計補正予算(第5号)案(スポーツ振興課分)への同意について)		承認
報告第8号	専決処理の報告(平成24年度岡山市学童校外事故共済事業費特別会計補正予算(第1号)案への同意について)		承認
第10号議案	「岡山市立学校の適正規模化についての基本的な考え方」の策定について		原案可決
第11号議案	岡山市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について		原案可決
第12号議案	岡山市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について		原案可決

第13号議案	岡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決
第14号議案	岡山市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について	原案可決
第15号議案	岡山市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について改正について	原案可決

6 教育長等の報告 [平成25年2月9日(土)～平成25年3月8日(金)]

2/12	岡山市愛の泉賞表彰式	生涯学習課
2/16	埋蔵文化財講座遺跡が語る岡山の歴史第6回	文化財課
2/12	なかよし広場	文化財課
2/23	幼稚園の先生と遊ぼう	文化財課

曾田委員 生涯学習課長	○ 愛の泉賞の応募者数を教えてほしい。
曾田委員 生涯学習課長	○ 全部で29件。個人20件、団体9件である。
委員長 生涯学習課長	○ 学校現場からの応募はあったのか。
委員長 生涯学習課長	○ 子どもの善行表彰については、今回の表彰には入っていないが、随時学校長から申請があり、表彰している。数はこの場ではわからない。
委員長 生涯学習課長	○ 愛の泉賞の趣旨および経緯を教えてほしい。
委員長	○ 元岡山市連合婦人会長の横山民さんの遺族からいただいた寄付と、連合婦人会からの寄付を基に基金をつくり、豊かで潤いのあるまちづくりの活動をしている個人団体で、他の表彰の対象にならないような地道な活動に対して表彰している。今年で24回目となる。
委員長	○ かなり歴史があるということ。

7 議事の概要

委員長	○ 3月定例岡山市教育委員会を開催する。
委員長	○ 本日の傍聴希望者はいない。
委員長	○ 日程第1、会期は本日1日限りとしてよいか。
全委員	○ <承認>
委員長	○ 日程第2、2月定例会および3月臨時会の議事録に問題はないか。
全委員	○ <承認>
委員長	○ 日程第3、教育長等の報告、事業報告について質問はないか。(会議録6「教育長等の報告」に記載)
委員長	○ 議事に入る前に会議の公開・非公開について諮る。日程第5の第16号議案は、任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に関する事項として、会議規則第9条第1項第1号に該当するため、非公開としてよいか。
全委員	○ <承認>
委員長	○ それでは先の議題は非公開とする。
委員長	○ 日程第4、報告第6号を説明願う。
人事財務課長	○ 説明(報告第6号の資料に沿って説明)
委員長	○ 質問、意見はないか。
曾田委員	○ 教育振興費の理科関係について、理科振興と言われているものの拡大か。それとも緊急経済対策で増えたものか。
指導課長	○ 緊急経済対策で増えたものだが、理科振興に基づいてやっており、どちらにも当てはまる。
塩田委員	○ 繰越明許になっているので、来年度になると思うが、学校配分は、指導課が必要なものを配分するのか。
指導課	○ 理科振興の場合は、学校から必要な分を調査・申請してもらい、我々で配当を決める。来年度5～6月に国から内示があると思う。その1か月以内には申請を出せとなる。そのため、学校には下調べをしておくよう依頼している。
曾田委員	○ 国を挙げて理科を振興するというのが主な目的か。それとも、経済振興が目的か。
指導課長	○ 全体的には経済だが、理科振興に役立てようということで行っている。
委員長	○ 具体的に、理科教育設備とはどんなものか。
指導課長	○ 顕微鏡等、少し高額な機器が中心。
塩田委員	○ 設備だが、臨時的なものを利用して、岡山市の特徴のある事業に生かすようなもの、普段買えないようなものを整備する計画はあるのか。
指導課	○ そういったものは考えていない。まず、施設関係のものは、整備率を上げるこ

	とを考えている。
教育長	○ 理科振興なら品目が決まっているのではないか。
指導課長	○ 決まっている。
委員長	○ 学校給食の関係。民間委託をして経費が削減できたものは、基金に積み立てているのはずっと以前から行ってたか。
保健体育課長	○ 民間委託が始まってからずっとだ。
委員長	○ かなり積立ができているのか。
保健体育課長	○ 貯めているだけでなく、取り崩して使っている。
委員長	○ 学校教育施設で使っているものを具体的に教えてほしい。
保健体育課長	○ 民間委託校については還元処置をするので、各要望書に基づいて、平成24年度については、学校の床の張り替えや厨房機器等の備品の整備を行っている。還元以外については、養護教諭用のパソコンのリース料や、受水槽の改修費用などに使っている。
委員長	○ 給食の分野に限っているわけではないということか。
保健体育課長	○ そのとおりだ。
委員長	○ 報告第6号を承認してよろしいか。
全委員	○ <承認>
委員長	○ 報告第6号を承認する。
委員長	○ 日程第4、報告第7号を説明願う。
スポーツ振興課長	○ 説明（報告第7号の資料に沿って説明）
曾田委員	○ 政田のサッカー場の指定管理は、手続き的に契約の指定管理は具体的にはどこが契約するのか。補助執行ということで聞いている。
スポーツ振興課長	○ 指定先は、フアジャーノ岡山スポーツクラブ。市側は、岡山市教育委員会委員長名で契約する。
曾田委員	○ 契約書は、委員長が判を押すということか。
スポーツ振興課長	○ 21日の議決を受けた後、決裁を行う。
曾田委員	○ 大きな話題性のある契約なので、どういう形になるのか気になった。
スポーツ振興課長	○ 今まで、他の体育施設も同じように、委員長名で契約している。
曾田委員	○ 市長ではなく、補助執行なので、教育委員長名で契約することになるということか。
スポーツ振興課長	○ そうだ。
委員長	○ 基本構想策定事業負担金の不用額について。岡山マラソンはこの基本構想に入っているのか。
スポーツ振興課長	○ 準備委員会は2回しか開かれていないが、マラソン大会の骨子ができており、それを基に基本構想を作ることで進めている。そのためのノウハウを持った業者にプロポーザル方式で提案してもらい、業者に委託をしている。その入札をした残額を減額している。ちなみに、委託先は電通。
委員長	○ この基本構想は岡山マラソンのことだけか。
スポーツ振興課長	○ そうだ。
委員長	○ 基本構想は何かと思った。こういう書き方をするのが普通か。わかりづらい表現だったので、それを確認したかった。
塩田委員	○ 補正予算130万ほどの減額だが、当初の予算はいくらだったのか。
スポーツ振興課長	○ 当初予算は287万6千円。補正後の金額が156万5千円になる。
東條委員	○ 政田サッカー場の管理運営委託の期間だが、平成24年度の途中から27年度の途中までか。
スポーツ振興課長	○ 契約は平成25年の4月1日～平成28年の3月31日まで。債務負担行為を設定し、3年分の金額を確保しておいて、今年度中に契約をする。
委員長	○ 平成25年度～27年度の丸3年分および24年度の2か月分を計上しているという意味か。契約する準備で費用が発生するから今年度から計上するという意味か。
審議監（生涯学習担当）	○ 債務負担行為は、3か年間分の予算を担保し、それをもって、今年度から契約行為に当たることができるようにするために行う。費用発生は25年度から。
委員長	○ 報告第7号を承認してよろしいか。
全委員	○ <承認>
委員長	○ 報告第7号を承認する。
委員長	○ 日程第4、報告第8号を説明願う。
保健体育課長	○ 説明（報告第8号の資料に沿って説明）
委員長	○ 質問、意見はないか。
委員長	○ 率は今年度は最初より下がったということか。
保健体育課長	○ 当初、0.6パーセントで予算化した。半年定期で会計課が運用しているが、

	0. 25と0. 55であった。想定した率より低かった。
委員長	○ 報告第8号を承認してよろしいか。
全委員	○ <承認>
委員長	○ 報告第8号を承認する。
委員長	○ 日程第5、第10号議案を説明願う。
学校環境調整担当課長	○ 説明（第10号議案の資料に沿って説明）
委員長	○ 質問、意見はないか。
曾田委員	○ 書き出しにあるが、教育委員会としての考え方の根拠は平成9年の施設機能検討委員会で、今後の根拠はこの「岡山市立学校の適正規模化についての基本的な考え方」にかかわるといふことでよいか。
学校環境調整担当課長	○ 平成9年の答申を踏襲しているのだから、まったく新しいものになっているということではない。流れを引き継いでいる。
曾田委員	○ 流れを引き継いでいるとのことだが、前と今とでは社会の状況や地域の状況は変わってきている。しかし、教育委員会の取組としては変わらないということか。平成9年の時点では書けなかったことを今回、記載したということはないのか。
学校環境調整担当課長	○ 基本的には変わっていないが、過大規模校の部分については、踏み込んだ記載をし、現状に合わせた内容になっている。
曾田委員	○ それは大きいことだと思う。大規模校にも支障があると言われていた中で、今回で、答申が変わるということであれば、そのあたりをクローズアップしたと言ってもよいのではないかと気がした。もう1つは、9ページタイトルの部分に、「適正規模化」と「教育条件の適正化」と書いてあるが、「教育条件の適正化」という言葉は、この部分で初めて出てきた言葉か。学校の適正規模化と教育条件の適正化はどちらが包含するのか。保護者や地域の人にとっては、教育条件の適正化と言ったほうが、子どもにとってより良いことにしていこうというイメージにつながるのではないかと思う。
学校環境調整担当課長	○ 委員が言われたように、基本的には、子どもたちのために教育条件をより良くしていくということ。学校規模の適正規模化を図ることによって、教育条件良くしていくという考え方。
曾田委員	○ もう少し、教育条件の適正化という言葉があれば気持ちが伝わるのではないかと思った。子どもありきのイメージを伝えるためには、教育条件を適正化をする。適正規模化という言葉は、事務的なイメージがつかまとうように感じた。
学校環境調整担当課長	○ 教育長が議会でも答弁したが、意図としては、子どものためにより良い教育条件を整えていくということ。
委員長	○ 教育条件の中の1つが適正規模化というニュアンスか。
学校環境調整担当課長	○ そのとおりである。
委員長	○ 適正規模化とその他の教育条件ということか。統合すれば、通学路、建物などにも関わってくる。
学校環境調整担当課長	○ 色々な要因が絡んでいるので、単なる学校の数だけでなく、通学区域の拡大など総合的に、個別に検討していく必要があると思っている、もちろん、地元の意向にも十分配慮していかなければいけない。
曾田委員	○ 子どもたちありきというのは言える。東備地域などは、複式学級になると、すぐに統合するところもある。通学区域の変更について触れられているが、それは消極的。具体的に実施することは大変。平成9年に答申を出して、今もそんなに変わってない。でも、学校の状況や地域は刻々と変わっているのだから、具体的に進めないといけないところもあるのではないかと思う。教育条件の適正化を考えないといけないし、難しいと感じた。
教育長	○ 平成9年頃は中心部の統廃合だったので、答申では複式という言葉は使っていなかったと思う。また、中心部をターゲットにしている内容だったので、過大規模校についても余り触れていない。複式学級になると即、統廃合するとはっきりしている市町村もある。先日、新見市は、伝統のある学校を統合した。もう一つは、今までは審議会から答申をもらい、その答申に基づいて動いていた。今回は、教育委員会としての考え方を出そうというところに違いがある。
	○ この方針の意義を言えるようになっていた方が前に進みやすいかと思う。
曾田委員	○ 2～3ページの課題については何に基づいていたか。
教育長	○ 答申にアンケートをとったものを記載している。
学校環境調整担当課長	○ 足守については、以前、アンケートを見せてもらったが、中心部の学校のものは無いのか。
曾田委員	○ 中心部は、統合して年数がたっているのだから、実施していない。
学校環境調整担当課長	○ 満足度は高いと思うが、アンケートがあれば良かった。
曾田委員	○ 先日の議会の委員会の中で、足守のアンケートは半年後にとったもので、実際

塩田委員	にそれでわかるのかという意見があった。1年後など、また実施する予定があるのか。
学校環境調整担当課長	○ 新年度になってもう一度実施する予定だ。
塩田委員	○ 課題が解消したり、増えたりすることはあるか。
学校環境調整担当課長	○ 前回以降、どのように変わっているかを中心にアンケートとりたい。
委員長	○ 卒業した児童も対象とするのか。
学校環境調整担当課長	○ 在校生のみで行う。
塩田委員	○ 平成9年には検討委員会が設けられていたが、今後は、検討委員会は設けず、この考え方を基に教育委員会で進めていくということか。
学校環境調整担当課長	○ そのための基本的な考え方だ。
委員長	○ 先日の議会に出席した際、教育長と議員が一問一答での議論をしていたのだが、議員は、「地域が」という主張になる。誰もが子どもが大事だと思っていると思うが、議員の発言は、子どもを大事にするには地域が大事という主張。その地域を維持するためにあるのが学校だ。だから、学校を無くしてどうするのか。という理屈になる。だが、学校は地域のためにあるのではない。学校は子どものためにあるので、そこが外れて議論がかみ合わなかった。この案の中で、子どもの健全な育成や社会性の涵養というためには、小さい学校だと切磋琢磨できず、人間関係が固定化されることが良くないということがよくわかるような部分に、地域の話をつけ加えた。そのために、そこに書いてあることを足がかりに主張していると思うので、何においても、「子どもたちの健全育成および涵養を第一に」ということをしっかりわかるような書き方にした方が良い。議会では、本末転倒な議論をしている気がした。地域にこだわるあまり、いつしか子どものことが外れているような気がした。そういうことが絶対あってはいけない。学校が地域のために存在しているのではなく、学校は子どものためにあるものだ。なぜ、その部分が外れた議論になるのかと思ったので、太字にするとか、アンダーラインを引くなど、それが一番だとわかる工夫はできないか。
東條委員	○ 文言は修正できないのか。9ページの冒頭2のところ、「適正規模化と」と書いてあるが、「適正規模化による」にすると、目指すところが教育条件の適正化ということが項目上読みとりやすくなるので、今の趣旨が（子どもが第一であるということ）汲み取ってもらえるようにならないかと思う。
学校環境調整担当課長	○ 全体の趣旨は変更できないが、文言の調整は可能だ。「適正規模化による」に直したい。
委員長	○ せっかく良いものができているので、できる範囲で修正してほしい。自分は小さな学校で育った。やはり、いくつかクラスがあって、いろいろ変わるほうが望ましいと、今、自分の子どもを見ていると思う。子どものためには、適正規模が必要なのだということがわかるようなものにして欲しい。
委員長	○ 第10号議案を、微調整することとして可決してよいか。
全委員	○ <承認>
委員長	○ 第10号議案は原案どおり可決する
委員長	○ 日程第5、第11号議案を説明願う。
委員長	○ 説明（第11号議案の資料に沿って説明）
スポーツ振興課長	○ 質問、意見はないか。
委員長	○ 開始時間は9時だが、オープンが9時ということか。
塩田委員	○ 岡山市の体育施設は、すべて9時となっている。9時オープンということだ。
スポーツ振興課長	○ 天然芝は午後5時までの使用。優先使用は、5時以降ということか。昼間も良いということか。
曾田委員	○ 天然芝は、生き物なので、使用時間が限られている。1面16時間、交互に使って32時間の設定。その中で使ってもらおう。
スポーツ振興課長	○ 優先使用できても、5時以降は休ませるということか。
曾田委員	○ そのとおりだ。また、夜間照明もついていないので夜は使えない。
スポーツ振興課長	○ 夜間照明はあえてつけなかったということか。
委員長	○ ファジアーノ岡山の練習は、基本的に午前中。場合によっては、午後の場合もあるが、夜は想定していない。
スポーツ振興課長	○ せっかくなので、照明をつけておけばと思ったが、天然芝なので、趣旨はわかる。
委員長	○ 先ほどの指定管理の債務負担行為の補足。契約は4月1日から。指定という行政処分を議決後速やかに行う予定。3月21日が議会の最終日なので、それ以降、3月中に行政処分を行う。そのために、債務負担行為をとる。
審議監（生涯学習担当）	○ 債務負担行為が行われるのが、24年度中ということか。
委員長	○ 債務負担行為そのものは、4月1日から。指定処分は3月中。

審議監 (生涯学習担当)	○ 議案に戻って、第11号議案を原案どおり可決してよいか。
委員長	○ <承認>
全委員	○ 第11号議案は原案どおり可決する
委員長	○ 日程第5、第12号議案を説明願う。
委員長	○ 説明(第12号議案の資料に沿って説明)
就学課長	○ 質問、意見はないか。
委員長	○ 小学校の35人学級の流れで幼稚園も定員数が変わってきているのか。
委員長	○ 定員は5歳児35人、4歳児30人、3歳児20人。
就学課長	○ 1年生が35人以下学級になったことが直接関係しているわけではない。幼稚園協会、幼稚園PTA連合会から要望が出てり、35人以下学級が導入される前から、少しずつ減らしてきたという経緯がある。
学事課長	○ 要望を取り入れて、変えてきたことに伴う条例の改正ということ。
委員長	○ 大宮幼稚園の休園はこれから何年か続きそうか。
曾田委員	○ 平成25年度は対象者が3名いたが、2名は親戚や祖父母のいる太伯学区の幼稚園へ入園予定、1人は保育園へ入園している。26年以降についても、対象の3歳児4人、2歳児2人、1歳児が5名いる。今後の入園する予定もあると思うので、当面、状況をみていきたい。
就学課長	○ 清輝幼稚園や牧山幼稚園は何年休園したのか。
曾田委員	○ 今すぐにはわからないが、清輝幼稚園の方は、確か1年で廃園にした。
学事課長	○ 清輝幼稚園は、2人だったので、保護者と話をして決めた。牧山は6年、様子を見た。大宮は、今年も来年度も0人。対象者はいるが、入園しない状況が続いている。
教育長	○ 大宮周辺には保育園の保留児はどれぐらいいるのか。
東條委員	○ 多くないと聞いている。
就学課長	○ ここを保育園にしても余り意味がないと。
東條委員	○ 保護者にとっては、来年開設か休園かどうかの不確定要素が強い中で待つよりは、方針が決まった方が安心するのではないかと思う。もちろん、幼稚園があつてほしいと保護者も地域も思うだろうが、子どもにとっては、来年行けるかどうか、行けても2人や3人ではかわいそうだから、隣の幼稚園に行こうかとなる。今回は、規則の改正の話だが、連動して考えないと、極端なところがいくつか出てきているような感じがする。幼稚園の定員は実態に合わせていくだろうから、なかなか難しいところはある。
曾田委員	○ 今後、幼稚園の設置配置は補助執行になる。新しい局で、廃園等については検討し、最終的には教育委員会として判断することになる。
教育長	○ 子どもありきで考えないと。どちらの決断をするにしても、それが一番教育委員会として、できることだろう。住んでいる人から言うと、大変だなという感想。
曾田委員	○ 今、馬屋上幼稚園は園児が1人しかいない。学校教育はある程度の集団が望ましいと思う。
教育長	○ 大人が何人かに子ども1人という状況である。
委員長	○ 園児が1人になる時点で、廃園を検討してもよかったが、小学校との関係もあったので存続している。
教育長	○ 第12号議案を原案どおり可決してよいか。
委員長	○ <承認>
全委員	○ 第12号議案は原案どおり可決する
委員長	○ 日程第5、第13号議案を説明願う。
委員長	○ 説明(第13号議案の資料に沿って説明)
教育企画総務課課長補佐	○ 質問、意見はないか。
委員長	○ 30・31ページの決裁区分に関して。幼稚園の教育課程編成表の承認は教育長、幼稚園の教育課程に関する指導、学習指導及び生徒指導は岡山っ子育成局の担当課長となっている。同じような内容なのに、決裁権者が違うのはどうか。
東條委員	○ 基本的には、現在、教育委員会において定められている状態のものを、新局(岡山っ子育成局)に移している。業務の内容の重要性に応じて決裁区分が異なっている。
教育企画総務課課長補佐	○ 今、教育委員会で課長決裁になっているものを、新局でも課長決裁にしているということか。齟齬はないかも知れないが、事務的には煩雑にはならないのか。今は同じフロアに居るので良いが、同じ内容について決裁権者が違うのは、検討する場所が2か所になるということだ。
東條委員	○ 日常的な業務に関しては、課内で完結するため、機動性が高まる。重要なことに関しては、不便でも教育委員会に来て説明をしてもらうようになる。
教育企画総務課課長補佐	

東條委員	○ 教育委員会の運用としては、教育長の決裁を受けないものでも、課長が教育長に説明しているのか。
教育企画総務課課長補佐	○ 内容による。流れが決まっているもの、事務的に決まったことを繰り返すもの等については、説明しないが、特別事情があるもの等は教育長に説明している。
東條委員	○ 私が出席した幼保一体型教育の委員会の審議のときに、保健福祉局の所管分と教育委員会の所管分があり、お互い、情報の刷り合わせがスムーズではなかった。そういうことが実務化された際に起こらないか気になる。規則的に間違っていないが、局が変わることで、運用上、面倒にならないか。このやり方でよいのかどうかは心配。
曾田委員	○ 29ページの新旧対照表について。1号のところ、「幼稚園の管理運営に関すること」とあるが、今までは管理・運営はどこがしていたのか。
教育企画総務課課長補佐	○ 今までは、新旧対照表の左側にあるように、教育・保育の指導、研修、実態調査等に関しては、保健福祉局。施設管理は全て教育委員会がやっていた。それを含めて、管理および運営としてまとめた。
曾田委員	○ 例は良くないが、幼稚園が火事になったとき、今までは、教育委員会に責任があったが、これからは、補助執行になって、岡山っ子育て局（市）に責任があるのか。
教育企画総務課課長補佐	○ 一次的には、岡山っ子育て局で処理することになるが、補助執行ということなので、最終的には、教育委員会に権限と責任がある。
曾田委員 教育長	○ 管理も含めてということか。 ○ 学校に出かけて行くような教育課程に関する指導、子どもとの関係に関する指導など、日常的なものは全て岡山っ子育て局。各園の教育課程の編成表（年度ごとの考え方、方針）は、教育委員会にあがってくる。現行でも、そういう書き方になっているが、実際にはできていなかった。平成17年の3月から補助執行になっているが、実質的には補助執行になっていなかった。
東條委員 教育長	○ そういうことであれば、今回、現実的にできるのか。 ○ 今までは、実質的には保健福祉局にいたとは言え、本務が教育委員会にあって、保健福祉局に併任をかけていた。来年度からは、本務が岡山っ子育て局になる。4月からは併任をかけない。
曾田委員 教育長	○ 教育内容については、教育委員会がきちんとやるのか。
曾田委員 教育長	○ 考え方の整理はやっていく。
曾田委員 教育長	○ 統廃合等の管理は、岡山っ子育て局か。休園の決定は。
東條委員	○ 最終的には教育委員会で決定する。岡山っ子育て局で整理し、教育委員会に諮る。議会は、保健福祉委員会と市民文教委員会に分かれるのではなく、1本化される、岡山っ子育て局が属する委員会で全て審議することになる。
東條委員	○ そういう意味では効率化されるのかも知れないが、市民文教委員会でこちらが持っていない情報を突然聞かれるのは困る。実質的には今も補助執行で運用しているということなので、問題は無いのかもしれないが、特別委員会等が必要ではないかと思う。
塩田委員	○ 公民館の補助執行については考える時間があつたから良かったが、この件については、ある程度教育長から話は聞いていたものの、事前に話し合いの場が持たれておらず、ぎりぎりになり初めて詳細を知ることになった。議会で質問を受けた場合もとまどってしまうので、もう少し前から議論ができたならよかった。
委員長	○ 私は問題だと思っていることがある。議会では、「地方教育行政の組織および運営に関する法律」との関係は議論になっていないのか。第26条に「事務の委任等」というのがあり、第1項で「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる」とあり、第2項で「前項の規定に関わらず、次に掲げる事務は教育長に委任することができない。」第1号、基本的な方針に関すること、第2号、規定の制定・改廃に関すること、第3号、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置および廃止に関すること、第4号、人事に関すること、と続いている。我々、教育委員会は、教育長にすら「教育に関する事務の管理および執行の基本的な方針に関すること」は委任できない。なのに、岡山っ子育て局に委任するというのではないのか。
鈴木統括審議監	○ 「委任」は、教育委員会の権限を全て教育長に渡すこと。教育委員会の権限が無くなることである。全て教育長が決定できるのが委任。「補助執行」は、あくまでも教育委員会が権限と責任を持っていながら、手足となって動くのが岡山っ子育て局。権限は教育委員会へ留保されるのが補助執行。
委員長	○ それを言えば、全て補助執行でできることになる。教育委員会はいらぬという議論になる。そういう議論を議会ではしていないのか。大変問題だと思う。今、

教育委員会不要論も出ている。教育委員会は形骸化することにつながるのではないかと危惧している。地方教育行政法でも、それがあからこそ、教育長にすら委任できない事項が定められているのではないかと思う。私は、今回の補助執行は、委任に近いのではないかと思っている。そのあたりの法律論の整合性は大丈夫なのか。

教育企画総務課課長補佐

○ 議会では、代表質問などで、最終的な決裁権限はどうなるのかという質問が出た際に、行政改革担当局長が、「補助執行であるので、最終的には、教育委員会の法的権限と規則に従うもので、最終的には教育委員会の指揮を受けることになる」という答弁をしている。

水野教育次長

○ 総務委員会では、補助執行の乱用ではないかとの意見が出たと聞いている。地方教育行政法第24条の第1項に、「スポーツ（学校体育を除く）、文化（文化財保護は除く）に関することは市長に委任できる」と書いてある。地方自治法180条の規定に基づいて、教育委員会の専決事項で、市長に委任ができない。補助執行は、最終権限が教育委員会だから許されるのではないかということだが、固有専決権が岡山っ子育成局長にかなりあるので、事実上の委任に近い。そもそも、補助執行をなぜ認めているかということ、第一義的には、その部局に業務を執行する人的・ソフト的能力がない場合が基本。小さい教育委員会の場合がそうだ。3人くらいで財務から人事まで全て行うのは無理なところは、町長部局の人事課に補助執行を出すこともある。もう1点は、純粹に幼稚園ではあるが、市長権限である認定こども園への移行の準備段階において、その都度市長部局と協議することが非効率である場合。一体的執行によって組織の合理化が図られる場合に補助執行が認められる。認定こども園の第一歩を踏み出している、3歳児で5時まで預かるような幼稚園の管理運営であれば補助執行でもわかるが、その予定しない純然たる幼稚園を、教育委員会に執行できる能力があるのになぜ、補助執行させるのか、補助執行の乱用ではないかという意見もあったと聞いている。「最終的には権限は教育委員会にある」という理由だが、理論的には、補助執行の乱用のそしりを免れない面もある。ただ、市としては、今後、全ての園を認定こども園に移行するか民営化するのであれば、先取りして一本化しても良いのではないかという意見もあった。

委員長

○ 補助執行という形で地方教育行政法との趣旨とずれてきている。今現在、保健福祉局と教育委員会とで両方で答弁していることに齟齬が出てきており、それを、市長事務部局側の一方的な発想から、一本化しようということ急に出て、急に決まる印象が免れない。これで、大丈夫なのかと心配する。それは、教育委員会側にとっては、共通の認識ではないかと思う。21日が市議会の議決なので、今日、無理矢理議決しないといけないように思うが、大丈夫なのかとう不安がある。中央省庁に問い合わせたところ、「違法ではないが望ましいことではない」という回答があったと聞いている。他市でも事例があるようだが、岡山市として望ましい状況であるとは私は思わない。

教育長

○ 今、委員長が言われた内容については、事務局内でもかなり協議した。文部科学省にも問い合わせたところ、「違法ではないが、地方教育行政法の趣旨からすれば望ましくはない」というニュアンスの回答しかなかった。水野教育次長が言ったように、教育委員会内には組織も人材もあるのに、なおさらだ。最終的には、法律論や教育委員会の独自性も含めて考えないといけないと思ったが、一方で、現実には、子どもが幼稚園・保育園に分かれている。その子たちが小学校に入学する時に、分かれて教育を受けているのがいいのか、一緒に教育を受けた方がいいのか、その一点しかないと思った。保育園・幼稚園という分け隔てなく、できれば一本化できた方が子どものためには良いのではないか。具体的に大丈夫かというときに、教育委員会が知らないというわけにはいけない。補助執行であり、最終権限・責任は教育委員会にある中で、今後、岡山っ子育成局とどのように連携をとるかが重要。教育委員会事務局の職員も何人か岡山っ子育成局へ行くことになる。幼稚園の担当課をはじめ、青少年の部分などいくつか課ができる。そこに教育委員会として職員を送りこむだけでは済まない。子どもに影響が出てはいけない。大きな流れの中で、議会にも諮っている、補助執行に関する規則について、教育委員会の中で審議いただきたい。そういうことで、自分自身を納得させた。

曾田委員

○ 流れはわかるし、子どもにとってそれはいいのではないかということも理解できる。義務教育は教育委員会、就学前教育と青少年は、岡山っ子育成局なので、真ん中が抜けている。今までも保健福祉局と併任辞令がかかっている職員はいたが、実際的には、気持ちや時間の上でも偏ってしまう。権限があるといても、教育委員会で覆すのは難しいことになる。今日は保健福祉局から職員が来ている



<p>教育長 曾田委員</p>	<p>のか。 ○ 来ていない。 ○ 例えば、教育委員会に就学前に関する事で話題になることがあれば、来てもらうし、こちらからも、岡山っ子育成局の常任委員会には、言われなくても行くなど、何かシステムを作っていないと、気を利かすという範疇では、だんだん離れてしまう気がする。代が変わっても情報は共有しないといけない。そういうシステムを作りたい。</p>
<p>東條委員 教育長 東條委員 教育長</p>	<p>○ 岡山っ子育成局の場所は分庁舎になるのか。 ○ まだ決まっていないようだ。 ○ 物理的な位置関係は大事だ。 ○ 岡山っ子育成局と協議しなければいけないが、教育の会議の中に入れてもらうようにできないかと考えている。連携をとるということは、そういうことだろうと思う。</p>
<p>委員長</p>	<p>○ 平成17年の改正前の規則を見ても、第2条の1号で、指導および助言に関する事が、なぜ入っているのかもわからなくなっている状況がある。岡山っ子育成局に移り、代が変わると事情を知らないあちらの局の生え抜きの人が出て、教育委員会に報告しなくて良いのではないかということになってしまう恐れがある。そういうことになってはいけないと思う。本来、法律の趣旨はそういうところにあるのではないかと思う。もう少し我々にも考える時間を与えていただければ良かった。どういう風にまとめるか。</p>
<p>東條委員</p>	<p>○ これを実際に運用するとき、こちらが天井桟敷に置かれてはいけないという話。そこが担保されていけば、詳細な規定はいると思うが、これでやってもらう。これはこれとして良いが、例えば教育委員会にこれに関する議案が出たときには必ず来てもらう。規定的にはどういうレベルでできるかわからないのが、そこだけ決めておいてもらえばと思う。全然わからない話を教育長に決裁しろというのも無理な話だ。</p>
<p>委員長</p>	<p>○ 出来上がったものを持ってこられるだけでは困る。突然、こうしてくれという話をされて、今更覆せないという感じになるのは良くない。</p>
<p>東條委員 教育長</p>	<p>○ 今は、課長たちが出席してきて丹念に説明してくれている。このようにしてくれとなっていれば、それはそれでよいのではないか。 ○ 当然、補助執行なので、議案としてあがる場合には、担当課に来てもらわなければいけない。今でも、スポーツ振興課がそうだ。</p>
<p>曾田委員</p>	<p>○ スポーツ振興課の事案でも、議案としてでてくると、説明の質問はできても、変えるのは難しい。その前の段階がないと。委任と補助執行の違いを皆がしっかり理解しておかなければいけない。いくら権限が教育委員会にあっても実際には難しい。</p>
<p>教育長</p>	<p>○ 結局そうってしまったらいけないと思う。ただ報告を受け、最終的に判を押すだけになってしまつては、権限・責任があるということにはならない。途中でしっかり説明を受け、議論できるようなかたちにしないといけない。</p>
<p>東條委員</p>	<p>○ 日常業務的なものは新局で決めるという話であるが、その部分に関しても説明が必要なものがあるということ。実質をこれにのっとった形で出来るように残していく。そうせざるを得ないかと思う。</p>
<p>水野教育次長</p>	<p>○ 教育長決裁であれば、教育長が納得できるまで説明をさせることは当然のこと。固有専決事項で課長決裁等のものは基本的に報告する義務はないが、教育長の指示で、原則報告する等の指示はできる。(例えば、日常のことがわからずに学級編成のように大きいものを判断するようなことがあってはいけないので。)そこは、今おっしゃった趣旨に添って、教育長が適切な指示を出せば、解消できると思う。</p>
<p>曾田委員</p>	<p>○ 今後のことだが、要綱とまではいなくても、文書として書き留めておくことが必要。今は気持ちがあるから連携を図ろうとしているが、気持ちだけではなく、文書にして、つなげていくように。</p>
<p>委員長</p>	<p>○ 課長決裁か、教育長決裁かは微妙で、重要なものかそうでないかで決まっている。では、その判断は誰がするのか。独走を許すとそういうことになるわけで、そこを危惧する。教育長も前向きに考えているので、いまさら覆すようなことはしないが、岡山っ子育成局と教育委員会の連携をシステム化することと、情報共有をすることが大前提になる。法律に携わっている私としては、今回の補助執行はやりすぎで、地方教育行政法の趣旨からして、「趣旨に反する恐れ無しとはしない」ということを所感として申しておきたい。そうしないと歯止めが効かなくなる。 ○ 補助執行の運用規定は作れるのか。</p>

塩田委員	○ 作れないことはないが、事実を作って繋げていくことのほうが大事だ。
水野次長	○ 事実を作れるように努力しないといけない。
曾田委員	○ 代替わりして委員も職員も変わる。改正後の規則ありきの中で入ってきた人にとったら、規則に書いてあるからこういうことだ、という風になってしまうと困る。システム作り及び事実作りを進めてほしい。
委員長	○ 委員長が言われたことを踏まえた上での決裁ということだ。
教育長	○ 皆、思いは一緒だと思う。教育委員会事務局に対しての意見というよりは、市長部局に対する意見だ。岡山型一貫教育と言いながら、幼稚園が外れてはいけないという思いもある。
委員長	○ 以上を踏まえ、心に留めてもらい、条件付きとした上で、第13号議案を原案どおり可決してよいか。
	○ <承認>
全委員	○ 第13号議案は原案どおり可決する
委員長	○ 日程第5、第14号議案を説明願う。
委員長	○ 説明(第14号議案の資料に沿って説明)
教育企画総務課課長補佐	○ 質問・意見はないか。
委員長	○ 形式的なところといってよいか。
委員長	○ そうだ。
教育企画総務課課長補佐	○ 入学一時金がかかる学校があるのか。
東條委員	○ 後楽館高校が入学料として5,600円いただいているが、入学一時金はいただいている。ここに出てくるのは奨学金で貸し付けをしている入学一時金のことだ。
橋本教育次長	○ デジタルコンテンツはホームページのことか
委員長	○ そうだ。
教育企画総務課課長補佐	○ 境界の確定で、協議をすることが整わないときはどうなるのか。
委員長	○ 境界の確定に関しては、土地を所管している課がそれぞれ行っており、今までは、「境界の確定」は全て審議監決裁であったが、関係者の協議が整わなくても官民の境界は確定するという場合には、局長(教育次長)の決裁とする。これは、全庁的に整理されて、教育委員会も合わせてするもの。
教育企画総務課課長補佐	○ 関係者と協議が整わないにも関わらず、確定するのか。
委員長	○ 確定協議書に押印するかどうかの決裁になる。
教育企画総務課課長補佐	○ 隣地と揉めたら裁判になるのではないのか。関係者と協議が整わない場合とは、どういう局面か。
委員長	○ 主に対象地の隣地の所有者が所在不明の場合を想定している。隣地が所在不明でも、対象地との官民境界については、市としてはこれで良いということで決裁をして、確定協議書に押印する。
教育企画総務課課長補佐	○ 確かに、登記簿を見て相続人を探してもわからないケースもある。そういうことも含めてかとは思いますが、また教えてほしい。
曾田委員	○ 45ページの指導課分について。教育課程編成表の承認のところは、「小学校・中学校及び高等学校の」という記載になっているが、他の部分では「(幼稚園に係るものを除く)」という書き方になっている。ここだけ他の部分と違うが、意味があるのか。
教育企画総務課課長補佐	○ 教育課程は、小学校教育課程、中学校教育課程というように固有の名称があるということはあるが、意味としては変わらないので、再度、確認して整理する。
委員長	○ 第14号議案を原案どおり可決してよいか。
	○ <承認>
全委員	○ 第14号議案は原案どおり可決する
委員長	○ 日程第5、第15号議案を説明願う。
委員長	○ 説明(第15号議案の資料に沿って説明)
教育企画総務課課長補佐	○ 質問、意見はないか。
委員長	○ 機構改革で、就学課が課内室になって、課が1つ減るということか。
曾田委員	○ 就学課の中に室が増えるということだ。
教育企画総務課課長補佐	○ 企画総務課の適正規模化の担当課長が就学課に移って、室ができる。
教育長	○ 就学課へ移る意図は。
東條委員	○ 現在就学課の業務としては、警備保障や施設の貸し出し等の学校管理や、通学区の弾力化事業などを行っているが、今回、学校の管理を一元化する。また、局の企画総務課というのは、通常、局全体の主管課として企画や調整を行い、個別の事業はそれぞれの担当課で行うというのが岡山市のやり方であるが、現在、教育企画総務課では廃校管理やネットワークの整備等の事業も持っている。来年度からは、就学課で学校の管理、弾力化、適正規模化等を一体化してやっていく。
教育企画総務課課長補佐	○ 生涯学習課の中の係の名前が変わる意味は。

委員長 審議監 (生涯学習担当)	○ 新成人の集い、イングリッシュビレッジ、防災キャンプなどの青少年教育係と青少年育成センターは岡山っ子育成局に移る。生涯学習推進係と成人教育係が残るが、名称がわかりにくい。「生涯学習推進係」を「支援育成係」に、「成人教育係」を「管理係」に名称変更する。支援育成係は生涯学習推進に関しての学校活動の支援、学校支援ボランティアなどの人事育成、各種イベント企画、社会教育学会との連絡調整、社会教育委員会議に関する事など、管理係については、図書館等の社会教育施設の整備計画、生涯学習全般に関する企画調整、予算決算等を担当する。
委員長 曾田委員 審議監 (生涯学習担当)	○ ネーミングだけ見るとわかりにくい。
曾田委員 審議監 (生涯学習担当)	○ 成人式の主催者は、市長部局になるのか。
曾田委員 審議監 (生涯学習担当)	○ そうだが、当然、教育委員の方には出してもらう。
曾田委員 審議監 (生涯学習担当)	○ 主催者ではなくなるということか。
曾田委員 審議監 (生涯学習担当)	○ 補助執行付きの移管なので、最終権限は残っている。そんなに大きくは変わらない。
曾田委員 審議監 (生涯学習担当)	○ 具体的な実行委員会とのやりとりは、岡山っ子育成局になるということか。
委員長 審議監 (生涯学習担当)	○ そうだ。
委員長 審議監 (生涯学習担当)	○ 新成人の雰囲気は気になる。
委員長	○ 批判もご意見も伺っているので、しっかり申し送りはしておきたい。
曾田委員 委員長 全委員 委員長 審議監 (学校教育担当)	○ 新成人の集いに行くことによって、自分のことも振り返ることができるので、大事な機会だ。
委員長	○ 依然として責任は教育委員会にあると。
	○ 第15号議案を原案どおり可決してよいか。
	○ <承認>
	○ 第15号議案は原案どおり可決する。
	○ 第14号議案の事務決裁規程の指導課分の改正について担当課に確認した。特段の区別はないので、「幼稚園にかかるものを除く」という文言を括弧書きで記載し、表記を統一することにしても支障はない。
	○ 以上で公開議案の審議はすべて終了する。

傍 聴 の 状 況		
報	道	0 名
一	般	0 名

平成25年3月 岡山市教育委員会定例会（非公開） 会議録

1 開催日	平成25年3月19日（火曜日）		
2 開会及び閉会	開会 12時05分		
	閉会 12時25分		
3 出席委員	委員長	渡辺勝志	
	委員	塩田澄子	
	委員	曾田佳代子	
	委員	東條光彦	
	委員（教育長）	山脇健	
4 会議出席者			
職名	氏名	職名	氏名
教育次長	水野博宣	教育次長	橋本拓治
統括審議監	鈴木康義	審議監（学校教育担当）	福島治子
審議監（生涯学習担当）	直本正明	次長（人事財務課長）	佐々木辰昭
学事課長	山本孝治		
5 議題及び結果			
第16号議案	岡山市教育委員会事務局等職員の人事について		原案可決